

## 21 直接国税犯則事件

(1) 起訴事件数及び有罪に係る人員、金額 (17年度)

区 分	起 訴 事 件										区 分		
	前年からの 繰越未決	本 年 の 起 訴	計	有罪に係る人員及び金額						懲 役 刑 を 科 せ ら れ た も の の 人 員		罰 金	
				有 罪	無 罪	公 訴 消 滅	権 減	未 決	人			金 額	
	件	件	件	件	件	件	件	件	人	人(社)	千円		
申告所得税	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	申告所得税
法人税	外	-	X	X	X	-	-	-	X	-	15,000	-	法人税
その他	外	-	X	X	X	-	-	1	-	-	-	-	その他
合 計	外	-	2	2	X	-	-	1	X	-	15,000	-	合 計

調査期間：平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間における事績を示した。

- (注) 1 外書は、控訴審において一審差戻しの判決があり増加した未決件数である。  
 2 内書は、懲役刑に罰金刑が併科されたものである。  
 3 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。

(2) 犯則者違反行為別件数 (17年度)

申告所得税		法人税		その他	
該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数
第 238 条	外	第 159 条	外	ほ脱犯規定	外
	-		-		X
第 244 条	外	第 164 条	外	両罰規定	外
	-		1		-
合 計	外	合 計	外	合 計	外
	-		1		X

調査期間：平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間における事績を示した。

- (注) 1 この表は、「(1)起訴事件数及び有罪に係る人員、金額 (17年度)」の「有罪件数」欄の内訳を示したものである。  
 2 外書は、ほ脱犯規定の適用のほか、両罰規定も適用された件数である。  
 3 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。

## (1)-2 起訴事件数及び有罪に係る人員、金額 (17年)

区 分	起 訴 事 件										区 分		
	前年からの 繰越未決	本 年 の 起 訴	計	有 罪	無 罪	公 訴 消 滅	権 減 未 決	懲 役 刑 を 科 せ ら れ た も の の 人 員	有罪に係る人員及び金額				
									人 員	金 額			
申告所得税	外	件	件	件	件	件	件	件	人	内	人(社)	千円	申告所得税
		-	-	-	-	-	-	-	-			-	-
法人税	外									内			法人税
		X	X	X	-	-	-	1	-			-	-
その他	外									内	1		その他
		X	X	4	3	-	-	1	X		4	1,030,000	
合 計	外									内	1		合 計
		X	X	X	3	-	-	2	X		4	1,030,000	

調査期間：平成17年1月1日から平成17年12月31日までの間における事績を示した。

- (注) 1 外書は、控訴審において一審差戻しの判決があり増加した未決件数である。  
 2 内書は、懲役刑に罰金刑が併科されたものである。  
 3 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。

## (2)-2 犯則者違反行為別件数 (17年)

申告所得税		法人税		その他	
該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数
第 238 条	外	第 159 条	外	ほ脱犯規定	外
	-		-		3
第 244 条	外	第 164 条	外	両罰規定	外
	-		-		3
合 計	外	合 計	外	合 計	外
	-		-		3
					3

調査期間：平成17年1月1日から平成17年12月31日までの間における事績を示した。

- (注) 1 この表は、「(1)-2起訴事件数及び有罪に係る人員、金額(17年)」の「有罪件数」欄の内訳を示したものである。  
 2 外書は、ほ脱犯規定の適用のほか、両罰規定も適用された件数である。  
 3 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。

## 22 間接国税犯則事件

(1) 検挙及び処理状況

区 分			酒 税						揮 発 油 税			地方道路税	石 油 ガ ス 税			区 分		
			免 許 者		非免許者	小計	犯則者が判明しないもの	計	ほ脱犯	秩序犯	計		ほ脱犯	秩序犯	計			
要件 処 理 数	前年度からの 繰越処理未 済	外	酒類製造	酒類販売業者														
			要件 処 理 数	前年度からの 繰越処理未 済	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
検	1	-				1	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	検
処 理 件 数	通 告 処 分	外	1	-	1	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	通 告 処 分	処 理 件 数
			1	-	1	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-		
	告 発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	告 発	
			収 税 官 吏	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	そ の 他	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	そ の 他	
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	不 問 処 分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不 問 処 分	
通 知 処 分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通 知 処 分		
不 告 発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不 告 発		
処 分 前 消 滅	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	処 分 前 消 滅		
本 年 度 未 済 件 数	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本 年 度 未 済 件 数		
犯 則 に 係 る 額	外	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	犯 則 に 係 る 額	
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
通 告 処 分 罰 金 相 当 額	外	60	-	60	120	-	120	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通 告 処 分 罰 金 相 当 額	
		200	-	27	227	-	227	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

調査対象等：平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

- (注) 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。  
2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。

(1) 検査及び処理状況 (続)

区 分			石 油 石 炭 税			た ば こ 税			たばこ 特別税	取引所税	印紙税	航空機 燃料税	電源開発 促進税	合計	区 分	
			ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計								
要件 処 理 数	前年度からの繰越 処理未済	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	前年度からの繰越 処理未済	要件 処 理 数
	検 査	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	検 査	
処 理 件 数	通 告 処 分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	通 告 処 分	処 理 件 数
	告 発	収 税 官 吏	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	そ の 他	
	不 問 処 分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不 問 処 分	
	通 知 処 分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通 知 処 分	
	不 告 発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不 告 発	
処分前公訴権消滅	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	処 分 前 公 訴 権 消 滅		
本 年 度 未 済 件 数	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本 年 度 未 済 件 数		
犯 則 に 係 る 額	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	犯 則 に 係 る 額		
通 告 処 分 額	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	120	通 告 処 分 額		
通 罰 科 金 相 当 額	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	227	通 罰 科 金 相 当 額		

調査対象等：平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

- (注) 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。  
 2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。

(2) 通告処分及び履行状況

区分	外	酒 税				揮 発 油 税		石 油 ガ ス 税			石 油 石 炭 税			た ば こ 税			合 計	区 分	外	
		酒類等製造者	酒類販売業者	非免許者	計	は脱犯	秩序犯	計	は脱犯	秩序犯	計	は脱犯	秩序犯	計	は脱犯	秩序犯				計
要履行件数	前年度からの線越処理未済	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	前年度からの線越処理未済	-
	通告処分	1	-	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告処分	2
	計	1	-	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	計	2
履行等件数	通告による履行	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告による履行	-
	通告後消滅	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告後消滅	-
	通告履行	1	-	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告履行	2
	計	1	-	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	計	2
本年度未済件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本年度未済件数	-
通告履行罰科金額相	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	80	-	60	120	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	120	120
	200	-	27	227	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	227	227

調査期間：平成17年4月1日から平成18年3月31日

(注) 外書は、共犯による犯則事件及び何罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。

(3) 酒税の違反行為別検挙の状況

区 分	免 許 者												非免許者			計			左 の 計 の う ち 密輸入酒類に係るもの								
	酒類製造者			酒母、もろみ製造者			酒類卸売業者			酒類小売業者			件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額			
	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額															
第 54 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 55 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第56条第1項 第 1 号	1	123,113	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1,193	-	2	124,306	-	-	-	-	-	-	-
第 2 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 3 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 4 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 5 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 6 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 7 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 58 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 59 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 60 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	1	123,113	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1,193	-	2	124,306	-	-	-	-	-	-	-
犯則者が判明 しないもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

調査期間：平成17年4月1日から平成18年3月31日

(注) 「(1)検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。



## (4) 酒税以外の違反行為別検挙の状況

揮発油税		地方道路税		石油ガス税		石油石炭税		たばこ税	
該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数
第27条第1項第1号	件	第15条第1項第1号	件	第28条第1項第1号	件	第24条第1項第1号	件	第28条第1項第1号	件
" 第2号	-	" 第2号	-	" 第2号	-	" 第2号	-	" 第2号	-
第28条第1号	-	第15条の2	-	第29条第1号	-	第25条第1号	-	第29条第1号	-
" 第2号	-			" 第2号	-	" 第2号	-	" 第2号	-
" 第3号	-			" 第3号	-	第26条第1号	-	第30条第1号	-
第29条第1号	-			第30条第1号	-	" 第2号	-	" 第2号	-
" 第2号	-			" 第2号	-	" 第3号	-	" 第3号	-
" 第3号	-			" 第3号	-	" 第4号	-	" 第4号	-
" 第4号	-			" 第4号	-				
合計	-	合計	-	合計	-	合計	-	合計	-

たばこ特別税		取引所税		印紙税		航空機燃料税		電源開発促進税	
該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数
第21条第1項第1号	件	第14条第1項	件	第22条第1項第1号	件	第20条第1項第1号	件	第13条第1項	件
" 第2号	-	第15条第1号	-	" 第2号	-	" 第2号	-	第14条第1号	-
第22条	-	" 第2号	-	第23条	-	第21条第1号	-	" 第2号	-
				第24条	-	" 第2号	-	" 第3号	-
				第25条第1号	-	" 第3号	-		
				" 第2号	-				
				" 第3号	-				
				" 第4号	-				
				第26条第1号	-				
				" 第2号	-				
合計	-	合計	-	合計	-	合計	-	合計	-

調査期間：平成17年4月1日から平成18年3月31日

(注) 「(1) 検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。